

【別紙5】

請 書

件 名

納入場所

納入期限 平成 年 月 日まで

品目	規格	単位	数量	単価	合価	備考
小計						
取引に係る消費税及び地方消費税の額						
合計額						

頭書の物品を、頭書の金額で、次の各項を遵守の上、ご注文をお請けいたします。

1. 上記物品を仕様書のご指示に従い納入いたします。
2. 都合により上記物品が変更又は物品の納入の全部若しくは一部が一時中止されても異議なく、この場合において、物品代金の額を変更する必要があるときは、協議の上、変更されることを承知いたします。
3. 都合により物品の納入の全部又は一部を解除された場合においては、既納部分の物品を発注者に引渡し、かつ、物品の所有権を発注者に移転することを承知いたします。
4. この物品を納入するときは、発注者に納品書を提出し、10日以内に発注者の検査を受け、当該検査に合格したときは、検査に合格した日をもって、発注者に物品を引渡し、かつ、発注者に物品の所有権を移転することを承知いたします。また、発注者の検査に合格しないときは、直ちに取替等の適切な措置を行い発注者の検査を受け、当該検査に合格したときは、検査に合格した日をもって、発注者に物品を引渡し、かつ、発注者に物品の所有権を移転することを承知いたします。
5. 物品代金は、発注者による検査に合格し、発注者に物品を引渡しの上、適法な請求書を発注者に提出のうえ受理されてから起算して30日以内に支払われることを承知いたします。
6. 正当な理由による場合以外に、納入期限までに物品を納入しないときは、物品代金の合計額から既納部分に相当する物品代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額を遅滞金として納付いたします。
7. 次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除されても異議なく、この場合においては物品代金の合計額の10/100に相当する額を違約金として納付いたします。
 - 一 納入期限までに物品が納入できないとき又は納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みが明らかにならないと認められるとき。
 - 二 過失により物品の納入を粗雑にしたと認められるとき。
 - 三 正当な理由による場合以外に、契約の解除を申し出たとき。
 - 四 この契約の履行に関し、受注者、受注者の使用人又は代理人が不正又は不誠実な行為をしたと認められるとき。
 - 五 前四号に掲げる場合のほか、この請書の各項の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
8. 第6項の遅滞金及び前項の違約金は、物品代金の額から控除されても異議ありません。
9. 上記に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議の上、変更されることを承知いたします。

平成 年 月 日

発注者 ○○支出負担行為担当官
○○航空局○○○○長 殿

受注者

印